

16文科高第305号
平成16年7月23日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
各都道府県知事 殿

文部科学事務次官
御手洗 康

(印影印刷)

私立学校法の一部を改正する法律等の施行について(通知)

このたび、別添のとおり「私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)」、「私立学校法施行令等の一部を改正する政令(平成16年政令第226号)」及び「私立学校法施行規則の一部を改正する省令(平成16年文部科学省令第37号)」が公布され、平成17年4月1日から施行されることとなりました。

これらの法令改正の趣旨、概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、その運用に当たって遺漏のないようにお取り計らいください。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正の趣旨

学校法人が公教育の担い手として今後とも健全な発展を続けていくためには、少子化等社会経済情勢の変化をはじめ、法人諸制度の改革、規制緩和の進展など学校法人をめぐる近年の状況等に適切に対応するとともに、様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処できる体制にしていくことが重要である。このため、私立学校の公共性を高めるとともにその自主性を最大限尊重する現行制度の基本に立ちつつ、各学校法人における管理運営制度の改善を図るとともに、財務情報等の公開を一層推進し、あわせて、各都道府県における私学行政の一層適切な執行に資するため、その実情に即して私立学校審議会を構成することができるよう、所要の改正を行ったものである。

第二 改正の概要

1. 私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)
 - (1) 学校法人の管理運営制度の改善

理事制度の改善

- ア 学校法人に理事会を置くこととし、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとしたこと。あわせて、理事会の招集方法、議長、定足数及び議決要件について定めたこと。(第36条関係)
- イ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理することとしたこと。(第37条第1項関係)
- ウ 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する等とするほか、民法第54条を準用しないこととしたこと。(第37条第2項及び第49条関係)
- エ 理事のうちには、その選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者(以下「外部理事」という。)を1名以上選任することとしたこと。ただし、最初の選任の際に外部理事として選任された理事が再任される際には、外部理事とみなされること。(第38条第5項及び第6項関係)
- オ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定を必ず寄附行為に記載することとしたこと。(第30条関係)

監事制度の改善

- ア 監事の職務として新たに、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出することを加えるほか、理事会の設置に伴う所要の規定の整備を行ったこと。(第37条第3項関係)
- イ 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任することとするほか、評議員と兼ねてはならないこととすること。(第38条第4項及び第39条関係)
- ウ 監事のうちには、その選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者(以下「外部監事」という。)を1名以上選任することとしたこと。ただし、最初の選任の際に外部監事として選任された監事が再任される際には、外部監事とみなすこととしたこと。(第38条第5項及び第6項関係)
- エ 監事の定数、任期、選任及び解任の方法を必ず寄附行為に記載することとしたこと。(第30条関係)

評議員会制度の改善

- ア 事業計画については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととしたこと。(第42条第1項関係)
- イ 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算とともに事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこととしたこと。(第46条関係)

(2) 財務情報の公開

学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書を作成しなければならないこととしたこと。(第47条第1項関係)

学校法人は、上記の書類及び監事の作成する監査報告書(以下「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、在学者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない

いこととしたこと。(第47条第2項関係)

学校法人の理事等が、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書及び監査報告書の備付けを怠り、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたときは、二十万円以下の過料に処することとしたこと。(第66条関係)

(3) 私立学校審議会の構成の見直し

私立学校審議会の委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから都道府県知事が任命することとするほか、委員の資格、構成割合、推薦手続等は、都道府県知事の判断にゆだねることとしたこと。(第10条及び第11条関係)

(4) 施行期日等

この法律は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行すること。ただし、施行日前に設立された学校法人の寄附行為に対する下記の規定については、公布の日から施行すること。(附則第1条関係)

私立学校審議会の委員の任命並びに外部理事又は外部監事の選任及び評議員会の同意を得て行う監事の選任に係る改正規定は、施行日以後に行われる委員の任命及び役員の選任について適用すること。(附則第2条及び第5条関係)

施行日前に設立された学校法人で、当該学校法人の寄附行為に上記(1)のオ又はのエについての定めのないものは、平成18年3月31日までに、これらの事項について寄附行為をもって定めなければならないこととしたこと。(附則第3条関係)

評議員会に対する事業の実績の報告、事業報告書及び監査報告書の作成及び事務所への備付け並びに財産目録等の閲覧に係る改正規定は、平成16年4月1日以後に始まる会計年度に係る事業の実績及び財産目録等について適用すること。(附則第4条、第7条及び第8条関係)

事業計画に関する評議員会からの意見聴取に係る改正規定は、施行日以後の期日を期間の始期とする事業計画について適用すること。(附則第6条関係)

私立学校法の一部改正に伴い、地方自治法の一部を改正したこと。(附則第9条関係)

その他関係規定の整備を行ったこと。

2. 私立学校法施行令等の一部を改正する政令(平成16年政令第226号)

(1) 都道府県知事を所轄庁とする学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の都道府県知事への届出事項に関し、登記内容の変更に伴う規定の整備を行ったこと。

(私立学校法施行令第1条第2項関係)

(2) 登記事項として、新たに「代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め」を加えることとしたこと。(組合等登記令別表1関係)

(3) 私立学校法の一部改正に伴う規定の整備を行ったこと。(私立学校法施行令第1条第2項及び沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令第49条関係)

(4) この政令は、平成17年4月1日から施行すること。

3. 私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成16年文部科学省令第37号）
- (1) 寄附行為（変更）認可申請手続等に係る提出書類について見直しを行ったこと。（第2条関係）
 - (2) 学校法人等の寄附行為変更の届出事項として、私立専修学校及び私立各種学校の設置廃止を伴わない名称変更等を追加したこと。（第4条の3関係）
 - (3) 私立学校法施行令の一部改正に伴う規定の整備を行ったこと。（第13条第1項関係）
 - (4) 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人の文部科学大臣への届出事項等に関し、登記内容の変更に伴う規定の整備を行ったこと。（第13条第3項及び第4項関係）
 - (5) その他関係規定の整備を行ったこと。
 - (6) この省令は、平成17年4月1日から施行すること。

第三 留意事項

1. 私立学校法の一部を改正する法律

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

理事制度の改善

ア 理事会については、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定をできる体制を整備する観点から、学校法人の業務の決定を行う機関として法律上明確に位置付けたものであること。このような理事会に期待される役割にかんがみ、理事会運営の活性化を図る観点から、理事長についてはできる限り常勤化や兼職の制限を行うとともに、非常勤の理事に対しては学校法人の運営の状況について定期的な情報提供を行うことが期待されること。また、理事会の議事についてはいわゆる白紙委任は行うべきでなく、出席できない場合にはできる限り書面による意思表示を行うようにされたいこと。

イ 今回の改正により、原則として理事長のみが代表権を有することとなり、理事長以外の理事については、寄附行為の規定により代表権を付与された場合にのみ代表権を有することとなること。

ウ 外部理事については、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するよう導入したものであること。このため、1名に限るのではなく、各学校法人の規模や実情等に応じてできる限り積極的な登用が期待されること。また、選任の際だけでなく過去においても当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、学校及び学校法人の運営に関し優れた識見を有する者を選任するよう努められたいこと。

エ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。なお、私立学校法における理事については、特段の定めがない場合には理事長を含むものであることに留意されたいこと。

監事制度の改善

ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた

- 適切な内容とされたいこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。
- イ 監事の選任については、監査される側の者のみで選任することのないようにする観点から改正するものであり、評議員会の同意を得ること及び最終的な選任を理事長において行うことを担保した上で、それ以外の具体的な選出手続については各学校法人において改正の趣旨を踏まえ適切に定められたいこと。
- ウ 外部監事の導入及び評議員との兼職禁止については、監事の専門性及び独立性を高める観点から行うこととしたものであること。このため外部監事については、選任の際だけでなく過去においても当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、財務管理、事業の経営管理その他法人が行う業務の運営に優れた識見を有する者を選任するよう努められたいこと。
- エ 監事の定数、任期、選任及び解任の方法については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。
- オ 監事が評議員を兼ねている場合は、平成17年4月1日以降は兼職できなくなるものであること。
- カ 監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときの所轄庁又は理事会及び評議員会への報告については、監事において当該内容や状況等に応じて適切に判断すべきであるが、仮に理事会及び評議員会に報告した場合に理事会又は評議員会において適切な対応がなされない場合には、所轄庁に報告されたいこと。
- キ 監事の監査機能の充実を図る今回の改正の趣旨を踏まえ、各学校法人においては法人の規模や実情等に応じ、監事の常勤化を進めることや理事長等から監事に対して定期的に学校法人の業務の状況等について報告すること、監事の監査を支援するための事務体制や内部監査組織の整備を行うこと等監査の充実を図るための取組が期待されること。

評議員会制度の改善

- ア 今回の改正は、評議員会が、理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるか判断し的確な意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために必要なチェックができるようにするためのものであること。このため、理事長が毎年度、事業計画及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求める際には、評議員が当該学校法人の業務全体の状況について十分に把握できるよう留意されたいこと。
- イ 評議員会については、諮問機関としての位置付けを原則としつつ寄附行為の定めにより重要事項の決定について評議員会の議決を要することとできる現行制度について今回変更するものではないこと。ただし、議決を要することとしている場合についても、理事会が業務の決定を行うに当たり、評議員会の意思を確認する方法として同意の議決を必要としているという性質のものであり、学校法人の運営についての最終的な責任は理事会が負うものである点に留意されたいこと。

ウ 学校法人の運営に多様な意見を反映し、学校法人の公共性の高揚を図ることを目的とする評議員会制度の趣旨にかんがみ、評議員会の構成について、当該学校法人の役員及び職員が大多数を占めたり、特定の同族が多く選任されたりすることのないようにされたいこと。

(2) 財務情報の公開

今回の改正は、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、従前より義務付けられている財務書類の作成及び事務所への備え置きに加えて、新たに一定の書類を関係者への閲覧に供することを義務付けたものであること。

今回の改正内容は、設置する学校の種類や数、規模等、学校法人の多様な実態を踏まえつつ、法律によりすべての学校法人に共通に義務付けるべき最低限の内容を規定したものであること。したがって、各学校法人におかれては、法律に規定する内容に加え、設置する学校の規模等、それぞれの実情に応じ、例えば学内広報やインターネット等の活用など、より積極的な対応が期待されること。

各都道府県知事所轄の学校法人については、一般に小規模な学校法人が多いことにかんがみ、各都道府県において指導等を行うに際しては、これらの小規模法人に過度の負担とならないよう配慮されたいこと。

(3) 私立学校審議会の構成の見直し

今回の改正は、都道府県における私学行政を過度に規制しないよう、私立学校審議会の委員の資格や構成割合、推薦手続に関する詳細な規定を見直すものであり、今後は、各都道府県において、それぞれの地域の実情を勘案しつつ、都道府県知事の私立学校における行政の適正を期するために置かれている私立学校審議会の目的を踏まえた適切な人選を行われたいこと。

2. 私立学校法施行令等の一部を改正する政令（平成16年政令第226号）

(1) 都道府県知事への届出事項に係る改正については、今回の私立学校法の改正により今後は理事長及び代表権を有する理事のみを登記することとなったことに伴い、改正後も引き続きすべての理事の就任・退任の状況等について把握できるようにするための改正であること。また、理事就任と同時に理事長に就任する場合等私立学校法施行令第1条第1項に基づく届出と同条第2項に基づく届出が同時に行われる場合の提出書類については、重複することのないよう各都道府県において配慮されたいこと。

(2) 寄附行為の定めにより代表権を付与された理事について、特定の事項についてのみ代表権を有することとする等代表権の範囲に限定がある場合については、今後は当該代表権の範囲について登記することが必要となること。

3. 私立学校法施行規則の一部を改正する省令（平成16年文部科学省令第37号）

(1) 第2条第1項の改正については、役員が欠格事由のすべてに該当していないことの確認を行うための改正であること。

(2) 文部科学大臣への届出事項に係る改正については、上記 2 . (1) と同様の趣旨で行ったものであること。なお、理事就任と同時に理事長に就任する場合等第 1 3 条第 2 項に基づく届出と同条第 3 項に基づく届出が同時に行われる場合の提出書類については、重複する書類は省略可能であること。

私立学校法の一部を改正する法律

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「次に掲げる者」を「教育に関し学識経験を有する者」に改め、同項各号及び同条第三項から第五項までを削る。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第三十条第一項第五号中「役員」の下に「の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員」を加え、同項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 理事会に関する規定

第三十条第三項中「第一項第九号」を「第一項第十号」に改める。

第三十六条及び第三十七条を次のように改める。

（理事会）

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。理事（理事長を除く。）が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（役員の職務）

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

- 3 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
 - 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
 - 三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - 五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - 六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 第三十八条第一項第二号中「以下本項」を「次号」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に改め、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「こえて」を「超えて」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。
- 4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でない者が含まれるようにしなければならない。

6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

第三十九条中「理事」の下に「、評議員」を加え、「（当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）」を削る。

第四十二条第一項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 事業計画

第四十六条の見出し中「決算」を「決算等」に改め、同条中「決算」を「理事長」に、「理事長において、」を「決算及び事業の実績を」に改める。

第四十七条の見出し中「備付」を「備付け及び閲覧」に改め、同条中「及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない」を「、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

第四十九条中「第五十四条」を「第五十五条」に改め、「制限及び」を削る。

第六十五条の三中「第三十七条第四項（第一号、第二号、第四号及び第五号）」を「第三十七条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号）」に改める。

第六十六条第四号中「第四十七条の規定による書類の備付けを怠り、その書類」を「第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附則第八項中「、第九条第二項、第十条第二項第一号、第十一条、第十八条第二項、第十九条第二項第一

号及び第二十条」を「及び第九条第二項」に改める。

附則第十二項中「、第十一条」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の私立学校法（以下「新法」という。）第十条第二項の規定は、施行日以後に行われる委員の任命について適用する。

第三条 施行日前に設立された学校法人で、当該学校法人の寄附行為に新法第三十条第一項第五号又は第六号に掲げる事項について定めのないものは、平成十八年三月三十一日までに、これらの事項について寄附行為をもって定めなければならない。

第四条 新法第三十七条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる

会計年度に係る監査報告書について適用する。

第五条 新法第三十八条第四項から第六項までの規定は、施行日以後に行われる役員の選任について適用する。

第六条 新法第四十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後の期日をその計画期間の始期とする事業計画について適用する。

第七条 新法第四十六条の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る決算及び事業の実績について適用する。

第八条 新法第四十七条第一項の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る事業報告書について適用する。

2 新法第四十七条第二項の規定は、平成十六年四月一日以後に始まる会計年度に係る同項に規定する財産目録等について適用する。

（地方自治法の一部改正）

第九条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）の項中「第三十七条第四項（第一号、第二号、第四号及び第五号）」を「第三十七条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号）」に改める。

私立学校法の一部を改正する法律 新旧対照表

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）「本則関係」

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二章 私立学校に関する教育行政</p> <p>（委員）</p> <p>第十条 私立学校審議会は、十人以上二十人以内において都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。</p> <p>2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>第二章 私立学校に関する教育行政</p> <p>（委員）</p> <p>第十条 私立学校審議会は、十人以上二十人以内において都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>一 当該都道府県の区域内にある私立の小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校の校長、私立幼稚園の園長、私立専修学校の校長、これらの学校若しくは専修学校の教員又はこれらの学校若しくは専修学校を設置する学校法人若しくは第六十四条第四項の法人の理事</p> <p>二 学識経験のある者</p> <p>3 都道府県知事は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数のうちの一人を、同号の規定にかかわらず、当該都道府県の区域内にある私立の盲学校、聾学校、養護学校若しくは各種学校の校長若しくは教員又はこれらの学校若しくは各種学校を設置する学校法人若しくは第六十四条第四項の法人の理事のうちから任命することができる。</p> <p>5 第二項第一号又は前項に規定する者のうちから任命される委員の</p>

第十一条
削除

うち、校長若しくは園長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

(委員候補者の推薦)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、当該都道府県の区域内にある私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、これらの私立学校又は私立専修学校の総数の三分の二以上をもつて組織されるものがあるときは、それぞれ、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。ただし、当該団体は、その団体を組織するこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の数又はその団体を組織する私立専修学校に在籍する生徒の数が、それぞれ、当該都道府県の区域内にあるこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の総数又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校に在籍する生徒の総数の三分の二を超えるものでなければならぬ。

2 前項の規定により同項の団体が推薦する候補者の総数は、前条第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の一倍半以上とする。この場合において、前項の私立専修学校の団体が推薦する候補者の数は、都道府県知事が定める。

3 都道府県知事は、一月を下らない期間を定めて、その期間内に第一項に規定する候補者を推薦することを同項の団体に対して求めるものとする。ただし、当該期間内に推薦がないときは、第一項の規定にかかわらず、職権をもつて委員を任命することができる。

4 第一項の規定に該当する私立学校又は私立専修学校の団体がそれぞれ二以上あるときは、これを組織する私立学校又は私立専修学校が最多数である団体に対してそれぞれ委員の候補者の推薦を求める

ものとする。

5 前項の規定に該当する私立学校又は私立専修学校の団体が二以上あるときは、これらの団体に対してそれぞれ第二項に規定する員数の候補者の推薦を求めるものとする。

6 前五項の規定は、前条第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員に欠員を生じた場合における補欠委員の候補者の推薦について準用する。此の場合において、第二項中「委員の定数」とあるのは、「補欠委員の数」と読み替えるものとする。

第三章 学校法人

第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 四 (略)

五 役員に関する規定

(新設)

六 十一 (略)

2 (略)

3 第一項第九号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

第三節 管理

第三章 学校法人

第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 四 (略)

五 役員の数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 十二 (略)

2 (略)

3 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

第三節 管理

(理事会)

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。理事（理事長を除く。）が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員職務)

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事（理事長を除く。）は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 学校法人の業務を監査すること。
- 二 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又

(業務の決定)

第三十六条 学校法人の業務は、寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数をもつて決する。

(役員職務)

第三十七条 理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。ただし、寄附行為をもつてその代表権を制限することができる。

2 理事長は、この法律に規定する職務を行い、その他学校法人内部の事務を総括する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、寄附行為の定めるところにより、他の理事が、理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

4 監事の職務は、次の通りとする。

- 一 学校法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務執行の状況を監査すること。
(新設)

三 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査

は財産に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員を選任)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 (略)

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。)

三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2・3 (略)

4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)でない者が含まれるようにしなければならない。

6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。

8 (略)

した結果不整の点のあることを発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。

四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

(役員を選任)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 (略)

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。以下本項及び第四十四条第一項において同じ。)

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない。

5 (略)

(役員¹の兼職禁止)

第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 (略)

二 事業計画

三 七七 (略)

2 (略)

(評議員会に対する決算等の報告)

第四十六条 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(準用規定)

第四十九条 民法第五十五条から第五十七条までの規定(代表権の委任、仮理事、特別代理人)は、学校法人について準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所八利害関係人又八検察官ノ

(役員¹の兼職禁止)

第三十九条 監事は、理事又は学校法人の職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)と兼ねてはならない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 (略)

(新設)

二 五六 (略)

2 (略)

(評議員会に対する決算の報告)

第四十六条 決算は、毎会計年度終了後二月以内に、理事長において、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない。

(新設)

(準用規定)

第四十九条 民法第五十四条から第五十七条までの規定(代表権の制限及び委任、仮理事、特別代理人)は、学校法人について準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所八利害関係人又八

請求二因リ」とあるのは、「所轄庁は、利害関係人の請求により、又は職権をもつて」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七条第三項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第四十九条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第五十八条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十四条第五項において準用する場合を含む。において準用する同法第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三百三十六条ノ二において準用する同法第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

検察官ノ請求二因リ」とあるのは、「所轄庁は、利害関係人の請求により、又は職権をもつて」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第一号、第二号、第四号及び第五号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第四十九条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第五十八条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十四条第五項において準用する場合を含む。において準用する同法第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三百三十六条ノ二において準用する同法第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五章 罰則

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 八 (略)

附則

8 第四条及び第九条第二項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）
、高等学校及び専門学校を含むものとする。

12 第四条第二号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法第二百一条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

第五章 罰則

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第四十七条の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

五 八 (略)

附則

8 第四条、第九条第二項、第十条第二項第一号、第十一条、第十八条第二項、第十九条第二項第一号及び第二十条の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）
、高等学校及び専門学校を含むものとする。

12 第四条第二号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第二項、第十一条及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法第二百一条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

法律	事務	法律	事務
<p>私立学校法 （昭和二十四年法律第二百七十号）</p>	<p>第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七 条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四 条第五項において準用する場合を含む。）、及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項に おいて準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三 項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第四十九条（第六十四条第五項において準用する民法第五十六条並びに第五十八 条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）</p>	<p>私立学校法 （昭和二十四年法律第二百七十号）</p>	<p>第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七 条第四項（第一号、第二号、第四号及び第五号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四 条第五項において準用する場合を含む。）、及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項に おいて準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三 項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第四十九条（第六十四条第五項において準用する民法第五十六条並びに第五十八 条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）</p>

法第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）
及び第八十三条並びに非訟事件手続法第百三十六条
ノ二において準用する同法第百三十五条ノ二十五第
二項及び第三項の規定により都道府県が処理するこ
ととされている事務

十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第
八十三条並びに非訟事件手続法第百三十六条ノ二に
おいて準用する同法第百三十五条ノ二十五第二項及
び第三項の規定により都道府県が処理することとさ
れている事務

政令第二百二十六号

私立学校法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、私立学校法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十八条第一項及び第六十五条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

（私立学校法施行令の一部改正）

第一条 私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「理事長又は」を「理事又は」に、「第三十七条第三項」を「第三十七条第二項」に、「他の理事」を「理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）」に改める。

（組合等登記令の一部改正）

第二条 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表一学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の法人の項中「資産の総額」を
「代表権の範囲又は制
資産の総額」を

限に関する定めがあるときは、その定め

に改める。

」

(沖繩の復歸に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第三条 沖繩の復歸に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一号中「第三十八条第五項」を「第三十八条第八項」に改める。

附 則

この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

私立学校法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照表

私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登記の届出等） 第一条（略） 2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は、理事又は監事が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、文部科学省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。法第三十七条第二項の規定により理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときも、同様とする。</p>	<p>（登記の届出等） 第一条（略） 2 都道府県知事を所轄庁とする学校法人又は法第六十四条第四項の法人は、理事又は監事が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、文部科学省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。法第三十七条第三項の規定により他の理事が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときも、同様とする。</p>

改正案

現行

別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）		別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）	
名称	根拠法	名称	根拠法
学校法人 私立学校法第 六十四条第四 項の法人	私立学校法（昭和二 十四年法律第二百七 十号）	学校法人 私立学校法第 六十四条第四 項の法人	私立学校法（昭和二 十四年法律第二百七 十号）
登記事項	登記事項	登記事項	登記事項
代表権の範囲又は制限に關する定めがあるときは、その定め	資産の総額	資産の総額	設置する私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の名称

沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（欠格事由に関する経過措置）</p> <p>第四十九条 次に掲げる規定の適用については、沖縄の法令の規定（法又はこれに基づく政令においてなお効力を有することとされ、又はその規定の例によることとされた当該法令の規定を含む。）により科された禁錮以上の刑は、本土法令の規定により科された禁錮以上の刑とみなす。</p> <p>一 学校教育法第九条第二号（私立学校法第三十八条第八項において準用する場合を含む。）</p>	<p>（欠格事由に関する経過措置）</p> <p>第四十九条 次に掲げる規定の適用については、沖縄の法令の規定（法又はこれに基づく政令においてなお効力を有することとされ、又はその規定の例によることとされた当該法令の規定を含む。）により科された禁錮以上の刑は、本土法令の規定により科された禁錮以上の刑とみなす。</p> <p>一 学校教育法第九条第二号（私立学校法第三十八条第五項において準用する場合を含む。）</p>

文部科学省令第三十七号

私立学校法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十二号）の施行に伴い、並びに私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十条、第四十五条第一項及び第六十五条の二並びに私立学校法施行令（昭和二十五年政令第三十一号）第一条第二項の規定に基づき、私立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年七月九日

文部科学大臣 河村 建夫

私立学校法施行規則の一部を改正する省令

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「、履歴書及び身分証明書」を「及び履歴書並びに役員が法第三十八条第八項において準用する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条各号に該当しない者であることを誓約する書面」に改め、同項第五号中「及び身分証明書」を削り、同条第三項中「（昭和二十二年法律第二十六号）」を削る。

第四条の三第一項中「第四十五条第一項」の下に「（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。

）」を加え、同項第一号中「第三十条第一項第三号」の下に「（法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」の下に「（同法第八十三条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」及び同法第八十二条の八第一項」を加え、同項二号中「第三十条第一項第四号」の下に「（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「第三十条第一項第十一号」を「第三十条第一項第十二号（法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）」に改める。

第八条中「第二条第三項から第五項まで」を「第二条第四項から第六項まで」に改め、「第十三項」の下に「、第四条の三第二項」を加え、「第二条第三項及び第四項」を「第二条第四項及び第五項」に改める。

第十三条第一項中「理事長が就任し、又は退任したとき及び」を「理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は」に、「他の理事」を「理事（理事長を除く。以下この項において同じ。）」に改め、「、監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日」を削り、同条第三項中「理事長が就任し、又は退任したとき及び」を「理事又は監事が就任したときはその氏名及び住所並びにその年月日を、理事又は」に、「他の理事」を「理事（理事

長を除く。以下この項において同じ。）」に改め、「、監事が就任したときはその氏名及び住所並びにその年月日を」を削り、同条第四項中「理事長の就任」を「理事長その他の代表権を有する理事の異動」に改める。

附 則

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

私立学校法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（寄附行為認可申請手続）</p> <p>第二条 法第三十条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、寄附行為をもつて定める事項を記載した学校法人寄附行為認可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校を開設しようとする年度（以下「開設年度」という。）の前年度の四月三十日までに文部科学大臣に申請するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 役員^{（略）}の就任承諾書及び履歴書並びに役員が法第三十八条第八項において準用する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条各号に該当しない者であることを誓約する書面</p> <p>五 設立者の履歴書</p> <p>六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の寄附行為が、学校教育法第六十八条に定める大学（以下「独立大学院大学」という。）のみを設置する学校法人を設立する場合に係るものであるときは、寄附行為をもつて定める事項を記載した学校法人寄附行為認可申請書に第一項各号及び前項各号に掲げる書類を添付して開設年度の前年度の六月三十日までに文部科学大臣に申請するものとする。</p> <p>4～6 （略）</p>	<p>（寄附行為認可申請手続）</p> <p>第二条 法第三十条の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、寄附行為をもつて定める事項を記載した学校法人寄附行為認可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校を開設しようとする年度（以下「開設年度」という。）の前年度の四月三十日までに文部科学大臣に申請するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 役員^{（略）}の就任承諾書、履歴書及び身分証明書</p> <p>五 設立者の履歴書及び身分証明書</p> <p>六 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の寄附行為が、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条に定める大学（以下「独立大学院大学」という。）のみを設置する学校法人を設立する場合に係るものであるときは、寄附行為をもつて定める事項を記載した学校法人寄附行為認可申請書に第一項各号及び前項各号に掲げる書類を添付して開設年度の前年度の六月三十日までに文部科学大臣に申請するものとする。</p> <p>4～6 （略）</p>

(寄附行為変更の届出手続等)

第四条の三 法第四十五条第一項(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十条第一項第三号(法第六十四条第五項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げる事項のうち、学校教育法第四条第二項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第一項(同法第八十三条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第八十二条の八第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項

二 法第三十条第一項第四号(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項(ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。)

三 法第三十条第一項第十二号(法第六十四条第五項において準用する場合を含む。)に掲げる事項

2 (略)

(準学校法人への準用)

第八条 第二条第四項から第六項まで、第四条第一項、第七項、第十項、第十二項及び第十三項、第四条の三第二項、第五条並びに第六条の規定は、準学校法人に準用する。この場合において、第二条第四項及び第五項中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と、第四条第七項中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と、「課程、学科若しくは部」とあるのは、「専修学校の課程」と、同条第十項中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と、「課程等」とあるのは、「専修学校の課程」と、同条第十二項及び第六条第一項中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」とそれぞれ

(寄附行為変更の届出手続等)

第四条の三 法第四十五条第一項に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十条第一項第三号に掲げる事項のうち、学校教育法第四条第二項の規定に基づき、認可を受けることを要しないこととされた事項、同条第一項の設置廃止を伴わない名称の変更に係る事項並びに大学の学部、高等専門学校の学科及び大学における通信教育の廃止に係る事項

二 法第三十条第一項第四号に掲げる事項(ただし、所轄庁の変更を伴わない場合に限る。)

三 法第三十条第一項第十一号に掲げる事項

2 (略)

(準学校法人への準用)

第八条 第二条第三項から第五項まで、第四条第一項、第七項、第十項、第十二項及び第十三項、第五条並びに第六条の規定は、準学校法人に準用する。この場合において、第二条第三項及び第四項中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と、第四条第七項中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と、「課程、学科若しくは部」とあるのは、「専修学校の課程」と、同条第十項中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と、「課程等」とあるのは、「専修学校の課程」と、同条第十二項及び第六条第一項中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」とそれぞれ読み替えるものとす

読み替えるものとする。

(登記の届出等)

第十三条 私立学校法施行令(昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。)(第一条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならぬ事項は、理事又は監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日、理事又は監事が退任したとき並びに理事(理事長を除く。以下この項において同じ。)(が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日とする。

2 (略)

3 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、理事又は監事が就任したときはその氏名及び住所並びにその年月日を、理事又は監事が退任したとき並びに理事(理事長を除く。以下この項において同じ。)(が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときはその氏名及びその年月日を、遅滞なく、文部科学大臣に届け出ることを要する。

4 令第一条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二条第一項第四号に掲げる書類及び同条第二項第七号に掲げる書類並びに第四条第一項第一号に掲げる書類を、理事長その他の代表権を有する理事の異動に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。

る。

(登記の届出等)

第十三条 私立学校法施行令(昭和二十五年政令第三十一号。以下「令」という。)(第一条第二項の規定により都道府県知事に届け出なければならぬ事項は、理事長が就任し、又は退任したとき及び監事が退任したとき並びに他の理事が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときに係るものである場合にはその氏名及びその年月日、監事が就任したときに係るものである場合にはその氏名及び住所並びにその年月日とする。

2 (略)

3 文部科学大臣を所轄庁とする学校法人は、理事長が就任し、又は退任したとき及び監事が退任したとき並びに他の理事が理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行うこととなつたとき及び理事長の職務を代理する理事が当該職務の代理をやめたときはその氏名及びその年月日を、監事が就任したときはその氏名及び住所並びにその年月日を、遅滞なく、文部科学大臣に届け出ることを要する。

4 令第一条第一項若しくは第二項又は前二項の届出が、理事又は監事の就任に係るものである場合には、届出書に第二条第一項第四号に掲げる書類及び同条第二項第七号に掲げる書類並びに第四条第一項第一号に掲げる書類を、理事長の就任に係るものである場合には、届出書に同号に掲げる書類を添付するものとする。